

柔道整復療養費の改定について

1. 改定率 0.68%

平成26年度における柔道整復療養費の改定率については、本年4月に予定されている消費税率の8%への引上げに伴い、柔道整復施術所における経費の増加が見込まれることから、診療報酬における消費税対応分の改定率等を踏まえ、政府において決定したもの

(参考)

今回の診療報酬の全体改定率 1.36%

平成元年：診療報酬の全体改定率 0.76% (柔整改定率 0.35%)

平成9年：診療報酬の全体改定率 0.77% (柔整改定率 0.43%)

2. 改定の内容(案)

消費税対応についての診療報酬改定での対応(初再診料等の引き上げ)や、柔道整復療養費の前回の改定の方向性も踏まえ、消費税対応として、初検料及び再検料への上乗せを行う

【改定案】

	現行	引上額	改定後
初検料	1,335円	115円	1,450円
再検料	295円	25円	320円

3. 施行日

消費税率の引上げが本年4月1日に予定されていることから、同日の施行とする

4. 今後の議論について(案)

- より抜本的な療養費改定については、施術者側・保険者側の意見を踏まえて、今後引き続き議論する
- 平成27年10月に予定されている消費税率10%への引上げ時に療養費改定で対応する場合には、施術所における経費の実態調査を実施することとする

診療報酬改定について

平成26年度の診療報酬改定は、以下のとおりとする。

※ ()内は、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分

1. 診療報酬本体

改定率 +0.73% (+0.63%)

各科改定率	医科	+0.82% (+0.71%)
	歯科	+0.99% (+0.87%)
	調剤	+0.22% (+0.18%)

2. 薬価改定等

改定率 ▲0.63% (+0.73%)

薬価改定	▲0.58% (+0.64%)
材料価格改定	▲0.05% (+0.09%)

なお、別途、後発医薬品の価格設定の見直し、うがい薬のみの処方保険適用除外などの措置を講ずる。

消費税引上げ時における診療報酬の改定率と柔整療養費の改定率

<今回(平成26年)の診療報酬改定における消費税対応>

○ 全体改定率 1.36%

<過去の消費税対応>

	診療報酬の全体改定率①	柔整療養費改定率②	②/①
平成元年	0.76%	0.35%	46.1%
平成9年	0.77%	0.43%	55.8%